

日本と海外の双方がウィンウィンの関係に なる知財の移転 — 環境技術分野 —

2008年2月22日

三菱電機(株)取締役会長
(社)日本経団連 知的財産委員長
野間口 有

1. 企業の基本的な立場

- 1) 正当な対価を前提として広くライセンスを行うことで、我国の環境技術を普及させ、世界の環境問題解決に役立てるべきと考える。
- 2) ただし、企業の競争力に何らかの影響を与えることや、意図せざる技術流出等には十分に注意を払わなければならない。

2. オープンにしたい技術を移転して根付かせる仕組み

- 1) 企業にとっては製品を差別化できる独自技術とオープンに出来る技術とを戦略的に仕分けることが必要。**
- 2) オープンにしたい技術については、その関連技術を多く集めて移転しやすくし、根付かせる仕組みを検討すべき。**
- 3) 標準化戦略との関わりも考慮したパテントプールなど知財活用しやすくする仕組みと、ODAなど環境分野での途上国への援助の仕組みとの双方の検討が重要。**

3. 英知結集のための仕組みづくり

ひとつの技術だけでは、環境問題の解決には役に立たない。国の施策や研究開発においても、個別のテーマを別々に取り組むのではなく、複数の成果を統合して行くような取り組みが期待される。

4. 成功事例の検証を

抽象論での議論には限界がある。環境技術分野における技術移転の内外における成功例を検証して具体的な施策を検討すべき。